

# 第95回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2019年6月21日（金）午後3時

開催時間を昨年と変更しております。  
お間違えのないようご注意ください。

## 開催場所

東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
ホテルグランドパレス 4F  
ゴールデンルーム

### お土産の廃止について

本年より、ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産を取りやめさせていただきます。何卒ご了承くださいませようようお願い申し上げます。

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第10号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件

株式会社リケン

証券コード：6462

## 株主の皆様へ



代表取締役社長（CEO兼COO）  
伊藤 薫

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

自動車産業が大変革期に入りビジネス環境が大きく変わる中で、「技術のリケン」として、革新と変革の精神を持って新製品開発を推進し、更なるグローバル事業展開により、企業価値の一段の向上に努めてまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

## リケングループ経営理念

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

### 目次

第95回定時株主総会招集ご通知 ……	1	(添付書類)	
株主総会参考書類 ……………	5	事業報告 ……………	49
		連結計算書類 ……………	65
		計算書類 ……………	67
		監査報告 ……………	69

(証券コード 6462)

2019年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区三番町8番地1

**株式会社リケン**

代表取締役社長（CEO兼COO）伊 藤 薫

**第95回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに3頁の議決権行使の方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

**記**

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午後3時
  2. 場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号 ホテルグランドパレス 4F ゴールデンルーム
  3. 会議の目的事項
- 報 告 事 項**
- 1 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

**決 議 事 項**

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案** 会計監査人選任の件
- 第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第8号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第9号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第10号議案** 当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件

#### 4. 議決権のご行使についてのご案内

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱います。

書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とします。

#### 5. インターネット開示についてのご案内

当社は法令および当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<http://www.riken.co.jp>）に掲載しておりますので、当添付書類には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「**会社の新株予約権等に関する事項**」
- (2) 事業報告の「**業務の適正を確保するための体制**」
- (3) 連結計算書類の「**連結株主資本等変動計算書**」
- (4) 連結計算書類の「**連結注記表**」
- (5) 計算書類の「**株主資本等変動計算書**」
- (6) 計算書類の「**個別注記表**」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.riken.co.jp>）に掲載することによりお知らせいたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2019年6月21日(金曜日) 午後3時

**場所** 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
ホテルグランドパレス 4F ゴールデンルーム

(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2019年6月20日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2019年6月20日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

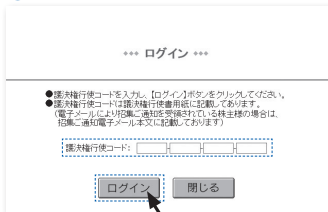
議決権行使期限：2019年6月20日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで

## ① 議決権行使ウェブサイトへアクセス



<https://www.web54.net> 「次へ  
すむ」をクリック

## ② ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック  
※ ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

## ③ パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権  
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

## 機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社CJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定配当、及び当期の業績と今後の経営環境並びに事業展開等を勘案して実施することとしております。

この方針に基づき、当期の期末配当は1株につき70円といたしたいと存じます。

なお、さきに中間配当として、1株につき70円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき140円となります。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円

配当総額 690,642,050円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることを目的として「監査等委員会設置会社」へ移行したいと存じます。これに伴い、取締役及び取締役会に関する規定の変更並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに監査等委員会に関する規定の新設等の、所要の変更を行うものです。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容につきましては次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
(員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内を置く。	(員数) 第19条 当社の取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ) は、10名以内とし、 <u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は株主総会で選任する。</p> <p>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</u></p> <p>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>
<p>第21条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日より4日前までに発するものとする。但し緊急を要するときにはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は各取締役に對し会日より4日前までに発するものとする。但し緊急を要するときにはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役への委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第27条～第29条（条文省略）</p>	<p>第28条～第30条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(員数)	
第30条 当社の監査役は、5名以内を置く。	(削 除)
(選任方法)	
第31条 監査役は株主総会で選任する。 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(補欠監査役)	
第32条 当社は、法令又は定款で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。前項の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。	(削 除)
(補欠監査役の予選効力)	
第33条 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。	(削 除)
(任期)	
第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役に代わり選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤の監査役)</u>  第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  第36条 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より4日前までに発するものとする。但し緊急を要するときにはこの期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u>  第37条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか監査役会で定める監査役会規則による。</p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u>  第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u>  第39条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し会日より4日前までに発するものとする。但し緊急を要するときにはこの期間を短縮することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第33条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。
第40条～第43条 (条文省略)	第34条～第37条 (現行どおり)
(新 設)	附則
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、第95回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

## 1. 伊藤

いとう

かおる

薫 (1953年4月9日生)

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 株式会社日本興業銀行入行  
2005年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員  
2008年3月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役社長  
2012年5月 当社顧問  
2012年6月 当社常務取締役  
2013年6月 当社専務取締役経営戦略委員会委員長  
2015年6月 当社代表取締役社長兼COO  
2018年4月 当社代表取締役社長兼CEO兼COO（現任）

所有する  
当社の株式数

6,300株

当期における  
取締役会への  
出席状況

18/18  
(100%)

#### 【取締役候補者とした理由】

CEO（最高経営責任者）及びCOO（最高執行責任者）として経営を牽引し、成果を上げてまいりました。これまでの幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

## 2. 高木 一嘉 (1953年4月15日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年4月 当社入社
- 2004年1月 理研汽车配件（武漢）有限公司董事総経理
- 2009年6月 当社取締役理研汽车配件（武漢）有限公司董事総経理
- 2009年10月 当社取締役品質保証部長
- 2011年5月 当社取締役素形材部品部長
- 2013年6月 当社常務取締役
- 2016年5月 当社取締役常務執行役員
- 2019年4月 当社取締役専務執行役員兼CTO（現任）

### 【取締役候補者とした理由】

中国生産拠点を新規に立ち上げるとともに、製造部門、品質保証部門を牽引し、当社の収益力向上に貢献してまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

所有する 当社の株式数	4,000株
当期における 取締役会への 出席状況	18/18 (100%)

## 3. 前川 泰則 (1958年2月27日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年3月 当社入社
- 2004年2月 当社営業本部名古屋営業部長
- 2010年6月 当社取締役海外委員会委員長
- 2013年5月 当社取締役
- 2015年6月 当社常務取締役
- 2016年5月 当社取締役常務執行役員
- 2019年4月 当社取締役専務執行役員（現任）

### 【取締役候補者とした理由】

長年にわたり海外営業、国内営業、海外事業に従事し、当社のグローバル事業拡大に貢献してまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

所有する 当社の株式数	3,200株
当期における 取締役会への 出席状況	18/18 (100%)

#### 4. ドナルド E. マクナルティ (1952年10月11日生)

再任

##### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年6月 リケンメタルプロダクツ社入社  
1995年10月 リケンオブアメリカ社取締役副社長  
2003年1月 同社取締役社長  
2011年6月 当社取締役  
2016年5月 当社取締役常務執行役員  
2018年6月 当社取締役 (現任)  
2018年6月 リケンオブアメリカ社取締役会長 (現任)

所有する  
当社の株式数 400株

当期における  
取締役会への  
出席状況 17/18  
(94.4%)

##### 【取締役候補者とした理由】

長年にわたり欧米地区での事業拡大に成果を上げ、当社のグローバル事業拡大に貢献してまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

#### 5. 早坂 茂昌 (1955年3月10日生)

はやさか しげまさ

再任

##### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社  
2004年11月 当社営業本部神奈川営業所長  
2009年6月 当社取締役営業本部神奈川営業部長  
2011年4月 当社取締役営業本部長  
2016年6月 当社常務執行役員  
2017年6月 当社取締役常務執行役員 (現任)

所有する  
当社の株式数 4,800株

当期における  
取締役会への  
出席状況 17/18  
(94.4%)

##### 【取締役候補者とした理由】

長年にわたり営業部門を牽引するとともに、マーケティングの強化を図り、当社の販売拡大に貢献してまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。



## 6. さとう ゆたか 佐藤 裕 (1959年3月31日生)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 当社入社
- 2009年10月 当社ピストンリング部長
- 2012年6月 当社取締役品質保証部長
- 2014年10月 当社取締役ピストンリング部長
- 2016年6月 当社執行役員ピストンリング部長
- 2018年4月 当社常務執行役員（現任）

所有する  
当社の株式数 2,800株

### 【取締役候補者とした理由】

長年にわたり当社主力製品であるピストンリング部門を牽引し、当社の収益力向上に貢献してまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

## 7. ひらの えいじ 平野 英治 (1950年9月15日生)

再任

社外  
独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年4月 日本銀行入行
- 1999年5月 日本銀行国際局長
- 2002年6月 日本銀行理事
- 2006年6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役副社長
- 2015年5月 メットライフ生命保険株式会社取締役代表執行役副会長
- 2015年6月 当社社外取締役（現任）
- 2016年6月 株式会社NTTデータ社外取締役（現任）
- 2017年9月 メットライフ生命保険株式会社取締役副会長（現任）
- 2017年10月 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員長（現任）

所有する  
当社の株式数

0株

当期における  
取締役会への  
出席状況

17/18  
(94.4%)

### 【社外取締役候補者とした理由】

日本銀行の要職を歴任し、その後会社経営の経験も有しており、その高い専門性と国際的で豊富な経験を当社の経営に活かしたく、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。

## 8. た な べ こ う じ 田 辺 孝 二 (1952年2月1日生)

新任

社外  
独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1975年4月 通商産業省（現経済産業省）入省
- 2002年7月 経済産業省調査統計部長
- 2005年4月 東京工業大学大学院イノベーションマネジメント  
研究科教授
- 2012年2月 日本アジアグループ株式会社取締役（現任）
- 2017年4月 東京工業大学名誉教授  
同大学環境・社会理工学院特任教授（現任）  
島崎電機株式会社監査役（現任）

所有する  
当社の株式数

0株

### 【社外取締役候補者とした理由】

社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたり経済産業省に勤務したのち東京工業大学教授として務めており、特にイノベーションマネジメントにおける高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、新たに社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 平野英治氏及び田辺孝二氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、平野英治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合には、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、田辺孝二氏が選任された場合には、新たに同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 平野英治氏と当社は、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 田辺孝二氏が選任された場合には、同氏と当社は、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

### 1. ひろい ひでみ 広井 秀美 (1954年11月16日生)

新任

社外  
独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 株式会社日本興業銀行入行  
2007年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ  
執行役員グループ戦略部長  
2009年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常勤監査役  
2012年6月 みずほヒューマンサービス株式会社取締役社長  
2013年6月 興銀リース株式会社常勤監査役  
2015年6月 IBJL東芝リース株式会社取締役社長  
2017年4月 IBJL東芝リース株式会社顧問  
2017年6月 当社社外監査役（現任）

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

金融機関における長年の経験から、財務等に関する豊富な経験と高度な専門的知識、他社の経営と監査役の実務経験も有することから、これを当社の監査に活かしたく、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

所有する  
当社の株式数 0株

当期における  
監査役会への  
出席状況 13/13  
(100%)

当期における  
取締役会への  
出席状況 18/18  
(100%)

2. くにもと 国元 あきら 晃 (1955年10月17日生)

新任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1980年4月 当社入社
- 2007年6月 当社取締役アライドリング社取締役社長
- 2009年10月 当社取締役リング技術開発部長
- 2010年10月 当社取締役技術管理部長
- 2016年6月 当社執行役員技術委員会委員長兼技術管理部長
- 2019年4月 当社参与（現任）

所有する  
当社の株式数 2,900株

**【監査等委員である取締役候補者とした理由】**

長年にわたり技術管理部門を牽引し、当社の研究開発・設備投資の管理と、技術開発体制の構築に貢献してまいりました。また、海外グループ会社経営の実績もあり、その高度な専門的知識と経験を当社の監査に活かしたく、監査等委員である取締役候補者としたしました。

### 3. いわむら 岩村 しゅうじ 修二 (1949年9月16日生)

新任

社外  
独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 検事任官  
 2010年6月 仙台高等検察庁検事長  
 2011年8月 名古屋高等検察庁検事長  
 2012年7月 退官  
 2012年10月 弁護士登録  
                   長島・大野・常松法律事務所顧問（現任）  
 2013年6月 当社社外監査役（現任）  
 2015年3月 キヤノン電子株式会社社外監査役（現任）  
 2015年6月 株式会社北海道銀行社外監査役（現任）  
 2017年10月 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員（現任）  
 2018年6月 林兼産業株式会社社外取締役（現任）

所有する  
当社の株式数 0株

当期における  
監査役会への  
出席状況 13/13  
(100%)

当期における  
取締役会への  
出席状況 17/18  
(94.4%)

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、検事や弁護士としての経験と知識、他社の監査役の経験も有することから、これを当社の監査に活かしたく、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 広井秀美氏及び岩村修二氏の両氏は新任の社外取締役候補者であります。  
 3. (1) 広井秀美氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。  
     (2) 岩村修二氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。  
 4. 当社は、岩村修二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合には、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、広井秀美氏が選任された場合には、新たに同氏を独立役員として届け出る予定であります。  
 5. 広井秀美氏及び岩村修二氏の両氏と当社は、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、両氏と改めて監査等委員である取締役として当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。  
 6. 国元晃氏の選任が承認された場合には、同氏と当社は、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

**第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

当該補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役に法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

もり  
森かずひろ  
和 廣 (1946年10月7日生)

社 外

**略歴、地位及び重要な兼職の状況**

1969年4月 株式会社日立製作所入社  
 2003年6月 株式会社日立製作所執行役  
 2007年1月 株式会社日立製作所代表執行役、執行役副社長  
 2010年6月 日立キャピタル株式会社取締役会長、社外取締役  
 2013年6月 株式会社日立ハイテクノロジーズ取締役会長、社外取締役  
 2014年6月 いすゞ自動車株式会社社外取締役  
 2018年6月 株式会社リコー社外取締役（現任）

所有する  
当社の株式数

0株

**【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】**

グローバル企業における豊富な経験と幅広い識見を有することから、これを当社の監査に活かしたく、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 森和廣氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は2016年6月24日開催の第92回定時株主総会より、同氏を補欠の社外監査役として選任しております。

3. 森和廣氏は2013年3月まで株式会社日立製作所の業務執行者、2018年6月までいすゞ自動車株式会社の社外取締役であり、現在は株式会社リコーの社外取締役であります。当社と、株式会社日立製作所、いすゞ自動車株式会社、株式会社リコーの3社とはそれぞれ製品の販売等の取引がありますが、取引額は当社及び3社それぞれの連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、監査等委員である社外取締役としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
4. 森和廣氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、同氏と当社は、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。



## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性及び当社がグローバルに展開する事業分野への理解度等を勘案の上、高品質な監査を維持しつつ、効率的な監査業務の運営が期待できることから、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2019年2月28日現在)

名	称	有限責任監査法人トーマツ
主	たる事務所	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
沿	革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュロス インターナショナル (現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド) へ加盟 1990年2月 監査法人トーマツに名称変更 2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
概	要	資本金 1,007百万円 構成人員 社員 (公認会計士) : 532名 特定社員 : 54名 職員 公認会計士 : 2,797名 公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む) : 1,143名 その他専門職 : 2,125名 事務職 : 166名 合計 : 6,817名 監査関与会社 (2018年5月31日現在) 3,339社

**第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額については、2014年6月25日開催の第90回定時株主総会において、「年額400百万円以内（役員賞与を含む。）」としてご承認いただいております。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役に対する報酬額と同様に、「年額400百万円以内（役員賞与を含む。）」とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分としての給与を含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち、社外取締役2名）ですが、第2号議案及び第3号議案が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち、社外取締役2名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

**第8号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、これまでの監査役に対する報酬額と同様に、年額「60百万円以内」とさせていただきますと存じます。

第2号議案及び第4号議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

**第9号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の額は、2018年6月22日開催の第94回定時株主総会において、取締役の報酬等の額（年額400百万円以内。役員賞与を含む。使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）とは別枠で、年額100百万円以内として株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。本議案において同じ。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、これまでの取締役に対する譲渡制限付株式に係る報酬額と同様に、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額400百万円以内。役員賞与を含む。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）とは別枠で、年額100百万円以内といたします。また、この報酬等の額の範囲内で、譲渡制限期間が異なる二種類の譲渡制限付株式（以下、総称して「本譲渡制限付株式」という。）を割り当てることといたしたいと存じます。なお、本譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、8名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、対象取締役に対して割り当てる本譲渡制限付株式の内容は、2018年6月22日開催の第94回定時株主総会において承認された内容と同一であり、その詳細は下記のとおりであります。

## 記

対象取締役に対する本譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

## 1. 本譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、本譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、本譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、本譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該本譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 本譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる本譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる本譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる本譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該本譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 本譲渡制限付株式割当契約の内容

本譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と本譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、それぞれ以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、以下に定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該本譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

- ① 譲渡制限付株式Ⅰ型：2年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間
- ② 譲渡制限付株式Ⅱ型：30年間

#### (2) 本譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた本譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の本譲渡制限付株式と同様の譲渡制限期間が異なる二種類の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

## 第10号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件

当社は、当初2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、直近では2016年6月24日開催の当社第92回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、その有効期限は、本総会の終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる観点から、継続の是非も含め、当社株式の大規模買付行為への対応策の在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、2019年5月21日開催の当社取締役会において、現プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、本総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することを決定しておりますので、お諮りするものであります。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ① 経営陣の恣意的な運用を排除するために、独立委員会による勧告の取り扱いについて、取締役会は最大限尊重して意思決定を行なうとしていたところを、勧告に従い意思決定を行うことといたします。また、大規模買付ルールが遵守されている場合における、当社取締役会が対抗措置を例外的に講ずる際の判断基準を厳格化する変更をしております。
- ② 本定時総会にて定款の一部変更に関する議案等を承認可決いただくことを条件として監査等委員会設置会社に移行することに伴い、表現の調整を行うとともに、その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応ずるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、株式の大規模な買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模な買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。



## Ⅱ. 会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社の創業は、1927年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。

当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動規範として定め、中期経営計画、年度経営計画を展開し、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に合った製品の開発、販売に努めています。

### <経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

上記の方針のもと、当社では当社グループの今後の持続的な成長を実現するため、2016年度から2020年度の5カ年を計画期間とした中期経営計画「PLAN2020」を策定、推進しています。「PLAN2020」では、メインテーマとして『新たな分野に挑戦する先進ものづくり企業』を掲げ、基本方針の①事業のダイバーシティ、②ものづくり進化、③先進技術開発、に取り組んでおります。

また、当社は、経済・環境・社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入しています。

加えて、当社は本定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを予定しており、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることとしています。

なお、同移行に際し、当社取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち2名は社外取締役）と監査等委員である取締役3名（うち2名は社外取締役）で構成されることを予定しており、客観的な経営の監督の実効性をさらに高めることとしています。

また、2019年5月から、取締役等の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るために、任意の諮問機関として独立社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しています。

### Ⅲ. 承認の対象となる本プランの内容

#### 1. 本プラン継続の目的

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組みとして導入され、継続してきた現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間の確保や、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為等が為された場合の対応方針として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することといたしました。

#### 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとし、）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。  
各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締

役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、又は社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会委員予定者である、岩村修二氏、広井秀美氏、田辺孝二氏の3氏の略歴につきましては、別紙2をご参照下さい。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合がありますと判断する場合は除きます。）、対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

##### (1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名

- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面の記載に従い、大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及びその関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

⑥ 当社及び当社グループの経営に参画した後に予定している当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関する変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上（最初に評価必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専

門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### 5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

##### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の①から⑤のいずれかに該当し、明らかに濫用目的によるものと認められ、結果として当社に回復し難い損害をもたらす、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要且つ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置を講ずることがあります。

① 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収

を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

- ② 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合がありますと判断する場合は除きます。）、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講ずるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。但し、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。



また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様には本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催するものとします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後、適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後に、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など当該対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告に従い(但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。)、当該対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど当該対抗措置の発動が適切でな

いと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、無償取得の方法により当該対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

#### 6. 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランは、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は2022年6月に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にご不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

### IV. 補足説明

#### 1. 本プランが株主の皆様にご与える影響等

##### (1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては

株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様と与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講ずることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆様に対して割当を実施します。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提

にして売付等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本プランの合理性について（本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記Ⅲ. 1. 「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

- (3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会での承認により発効することとしており、本総会において本プランに関する株主の皆様の意思を確認させていただくため、その継続について株主の皆様の意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されます。

- (4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動についての決定は、上記Ⅲ. 5. 「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告

に従った上でなされるものとされており（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙2)

## 独立委員会の委員予定者略歴

氏名	岩村 修二 (いわむら しゅうじ)
【略歴】	1976年4月 検事任官 2010年6月 仙台高等検察庁検事長 2011年8月 名古屋高等検察庁検事長 2012年7月 退官 2012年10月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所顧問 (現任) 2013年6月 当社社外監査役 (現任) 2015年3月 キヤノン電子株式会社社外監査役 (現任) 2015年6月 株式会社北海道銀行社外監査役 (現任) 2017年10月 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員 (現任) 2018年6月 林兼産業株式会社社外取締役 (現任)
氏名	広井 秀美 (ひろい ひでみ)
【略歴】	1979年4月 株式会社日本興業銀行入行 2007年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員グループ戦略部長 2009年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常勤監査役 2012年6月 みずほヒューマンサービス株式会社取締役社長 2013年6月 興銀リース株式会社常勤監査役 2015年6月 IBJL東芝リース株式会社取締役社長 2017年4月 IBJL東芝リース株式会社顧問 2017年6月 当社社外監査役 (現任)

氏名 田辺 孝二 (たなべ こうじ)  
【略歴】 1975年4月 通商産業省(現経済産業省)入省  
2002年7月 経済産業省調査統計部長  
2005年4月 東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授  
2012年2月 日本アジアグループ株式会社取締役(現任)  
2017年4月 東京工業大学名誉教授  
同大学環境・社会理工学院特任教授(現任)  
島崎電機株式会社監査役(現任)

上記、各委員予定者と当社の間には特別の利害関係はありません。

当社は、岩村修二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において同氏が選任された場合には、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、広井秀美氏、田辺孝二が本総会において選任された場合には、新たに両氏を独立役員として届け出る予定であります。

以 上



(別紙3)

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以 上

## (添付書類)

# 事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国は年度後半にやや減速したものの概ね堅調でしたが、欧州は減速傾向が続きました。アジアでは中国は米中貿易摩擦のほか、消費の落ち込みもあって景気が減速し、アジア新興国も成長が鈍化しました。

わが国経済は年度初めは緩やかな回復が見られましたが、夏場以降は輸出の落ち込みなどにより景気停滞感が強まりました。

当社グループと関連の深い自動車産業では、2018年の自動車生産台数は日本、米国は前年並みでしたが、対前年比増加が続いてきた中国は前年比減少となり、世界全体では前年割れとなりました。

このような状況のなか、当連結会計年度における当社グループ売上高は、海外での営業拡販などにより90,366百万円（前期比3.2%増）となりました。

利益面では、売上増加に伴う利益増や合理化効果はありましたが、それを上回る原材料価格上昇等による鑄造事業の収益悪化や、海外関係会社の人件費・償却費等の増加による製造コスト上昇などにより営業利益は6,924百万円（前期比7.0%減）、経常利益は7,860百万円（前期比6.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、昨年に比べ減損損失額が769百万円減少したことなどにより、前期比13.5%増の4,979百万円となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループが実施しました設備投資の総額は7,181百万円であり、主なものは次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 当社柏崎事業所  
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 当社熊谷事業所  
機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ P.T.パカルティリケンインドネシア  
機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 理研汽車配件（武漢）有限公司  
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ リケンメキシコ社  
機械加工・表面処理設備の新・増設（自動車・産業機械部品事業）

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、充実

- ・ 当社柏崎事業所  
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）  
建屋の新設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 当社熊谷事業所  
機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）  
工場建屋の新設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ 理研汽車配件（武漢）有限公司  
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ P.T.パカルティリケンインドネシア  
機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
- ・ リケンメキシコ社  
機械加工・表面処理設備の新・増設（自動車・産業機械部品事業）

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

中長期的な事業環境につきましては、各国の通商政策における保護主義の台頭や欧州における政治情勢の混乱など政治・経済両面での不透明感が高まっています。

自動車産業につきましては、大変革期を迎え、電気自動車等環境対応車の増加や自動運転等の技術開発が進展するなど、質的变化を伴いながらグローバル市場は拡大していくものと予想されます。

当社グループでは今後の持続的な成長を実現するため、2016年度より「新たな分野に挑戦する先進ものづくり企業」をメインテーマとした中期経営計画「PLAN2020」を推進しています。自動車・機械分野の進化を支えるキーコンポーネントのグローバルトップサプライヤーとなることを目指し、「事業のダイバーシティ」「ものづくり進化」「先進技術開発」を基本方針として、戦略事業単位ごとにグローバル事業戦略の実行に取り組んでいます。

当社の剰余金の配当につきましては、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、中間配当及び期末配当の年2回、安定的な配当水準を維持することを基本方針と考えております。当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は機動的な剰余金の配当を可能とするため取締役会とし、期末配当は株主総会としております。

内部留保資金につきましては、グローバル事業戦略に沿った海外生産拠点の能力増強、新製品・新技術の開発、生産効率化の推進、既存事業の競争力強化など企業価値向上に効率的に活用してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第92期 (2015年度)	第93期 (2016年度)	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度) 【当連結会計年度】
売上高 (百万円)	73,292	75,904	87,583	90,366
経常利益 (百万円)	6,163	5,982	8,379	7,860
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,524	3,928	4,386	4,979
1株当たり当期純利益 (円)	35.84	399.47	446.11	505.32
総資産額 (百万円)	96,102	103,463	112,266	110,054
純資産額 (百万円)	66,073	71,370	77,328	77,253
1株当たり純資産額 (円)	626.80	6,765.13	7,323.39	7,250.22

(注) 当社は、2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第93期の期首に当該併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第92期 (2015年度)	第93期 (2016年度)	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度) 【当事業年度】
売上高 (百万円)	55,176	56,594	60,775	61,103
経常利益 (百万円)	3,853	3,559	3,584	4,075
当期純利益 (百万円)	3,262	2,417	1,739	3,138
1株当たり当期純利益 (円)	33.18	245.84	176.97	318.50
総資産額 (百万円)	63,034	67,439	72,227	70,822
純資産額 (百万円)	39,221	41,176	42,286	43,250
1株当たり純資産額 (円)	397.67	4,168.56	4,272.46	4,355.82

(注) 当社は、2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第93期の期首に当該併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リケンキャストック	200百万円	直接 100.0%	自動車用鋳造部品等の製造
P.T.パカルティリケン インドネシア	4,150百万ルピア	直接 40.0%	自動車用鋳造部品等の製造
理研汽車配件（武漢）有限公司	19,000千米ドル	直接 60.0%	自動車関連部品の製造
リケンメキシコ社	620百万ペソ	間接 100.0%	自動車関連部品の製造
リケンオブアメリカ社	250千米ドル	間接 100.0%	当社製品の北米地区の販売
ユーロリケン社	664千ユーロ	直接 100.0%	当社製品の欧州地区の販売

### ③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社6社を含む当連結会計年度の売上高は90,366百万円（前期比3.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,979百万円（前期比13.5%増）となりました。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、ピストンリング、カムシャフトを始めとした自動車・産業機械部品と鋼管用継手、電熱線等のその他産業向け製品の製造・販売を主要な事業（下記参照）としており、国内及び海外にてグローバルに展開しております。

自動車・産業機械部品事業……………ピストンリング、カムシャフト、バルブリフター、バルブシート、シールリング、素形材部品等

その他……………鋼管用継手、ステンレス管用継手、電熱線、工業炉、電波暗室、電波吸収体等

## (8) 主要な営業所及び工場

### (国内営業拠点)

当社本社（東京都千代田区）、当社札幌営業所（北海道札幌市）、当社仙台営業所（宮城県仙台市）、当社神奈川営業部（神奈川県厚木市）、当社浜松営業部（静岡県浜松市）、当社名古屋営業部（愛知県名古屋市）、当社大阪営業部（大阪府大阪市）、当社広島営業部（広島県広島市）、当社福岡営業所（福岡県福岡市）、理研商事(株)（東京都文京区）

### (国内生産拠点)

当社柏崎事業所（新潟県柏崎市）、当社熊谷事業所（埼玉県熊谷市）、(株)リケンキャストック（新潟県柏崎市）、理研機械(株)（新潟県柏崎市）、日本メッキ工業(株)（新潟県柏崎市）、柏崎ピストンリング(株)（新潟県柏崎市）、(株)リケンE P（新潟県柏崎市）、(株)リケン環境システム（埼玉県熊谷市）、(株)リケンヒートテクノ（埼玉県熊谷市）、(株)リケンブラザー精密工業（愛知県知立市）

### (海外営業拠点)

リケンオブアメリカ社（アメリカ）、ユーロリケン社（ドイツ）、PT.リケンオブアジア（インドネシア）、リケンセールスアンドトレーディング（タイ）社（タイ）

### (海外生産拠点)

P.T.パカルティリケンインドネシア（インドネシア）、理研汽车配件（武漢）有限公司（中国）、理研密封件（武漢）有限公司（中国）、リケンメキシコ社（メキシコ）、台湾理研工業股份有限公司（台湾）、サイアムリケン社（タイ）、シュリラムピストンアンドリング社（インド）、廈門理研工業有限公司（中国）



## (9) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員の状況

区 分	当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
男 性	3,910 名	増 32 名
女 性	621	増 38
合 計	4,531	増 70

## ② 当社の従業員の状況

区 分	当事業年度末 従業員数	前事業年度末 増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	1,377 名	減 14 名	40.0 歳	16.9 年
女 性	81	増 9	36.5	12.5
合 計	1,458	減 5	39.8	16.6

## (10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	3,150
株式会社三菱UFJ銀行	2,250
日本生命保険相互会社	1,760
株式会社第四銀行	1,250

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,648,466株 (自己株式数782,151株を含む。)
- (3) 株主数 7,714名 (自己株式保有株主1名を含む。)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	千株 486	% 4.93
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	428	4.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	422	4.28
日 立 金 属 商 事 株 式 会 社	356	3.61
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	323	3.28
株 式 会 社 第 四 銀 行	320	3.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	306	3.11
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	300	3.04
STATE STREET BANK AND TRUST C O M P A N Y 5 0 5 0 1	270	2.74
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	261	2.65

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	岡野 教 忠	一般社団法人日本自動車部品工業会会長
代表取締役社長 (CEO兼COO)	伊 藤 薫	経営全般
代表取締役副社長 (CTO)	高 木 健 一 郎	技術・製造全般管掌、安全環境管掌、精機部品担当、情報(IT)担当
取締役常務執行役員	高 木 一 嘉	素形材部品担当、樹脂製品事業担当、船用・産業用部品担当、カムシャフト事業担当、グローバル調達担当、保全担当、ロジスティクス担当
取締役常務執行役員	前 川 泰 則	国際事業管掌、GA推進担当、名古屋営業担当、国際事業本部長
取 締 役	ドナルド E. マクナルティ	リケンオブアメリカ社取締役会長
取締役常務執行役員	早 坂 茂 昌	日系OE営業担当、配管事業担当、営業本部長
取 締 役	兼 元 俊 徳	兼元俊徳法律事務所 弁護士 日本テレビホールディングス株式会社社外監査役
取 締 役	平 野 英 治	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社NTTデータ社外取締役 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員長
会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	中 谷 昇	
常 勤 監 査 役	広 井 秀 美	
監 査 役	岩 村 修 二	長島・大野・常松法律事務所顧問 キヤノン電子株式会社社外監査役 株式会社北海道銀行社外監査役 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員 林兼産業株式会社社外取締役

- ※ 1. 社外取締役は、下記のとおりです。  
兼元 俊徳  
平野 英治
- ※ 2. 社外監査役は、下記のとおりです。  
広井 秀美  
岩村 修二
- ※ 3. 兼元俊徳法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 4. 日本テレビホールディングス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 5. メットライフ生命保険株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 6. 株式会社NTTデータと当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 7. 年金積立金管理運用独立行政法人と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 8. 長島・大野・常松法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 9. キヤノン電子株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 10. 株式会社北海道銀行と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 11. 林兼産業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 12. 当社と社外取締役兼元俊徳、平野英治、社外監査役広井秀美、岩村修二及び監査役中谷昇は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9人 247百万円（うち社外2人 12百万円）

監査役 3人 42百万円（うち社外2人 23百万円）

- ※ 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- ※ 2. 当該事業年度に係る役員賞与については次のとおりであり、上記報酬等の額に含まれておりません。
  - ・ 2019年6月支給予定の役員賞与  
取締役41百万円（うち社外－百万円）
- ※ 3. 上記のほか、次のとおりの支給があり、上記報酬等の額には含まれておりません。
  - ・ ストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額  
取締役14百万円（うち社外－百万円）
  - ・ 譲渡制限付株式の付与による報酬の当期費用計上額  
取締役59百万円（うち社外－百万円）

## (3) 社外役員に関する事項

（社外取締役の主な活動状況）

2018年度の取締役会は18回開催されました。兼元取締役は16回に出席し、弁護士としての経験・識見と、警察庁や内閣官房等における経験・識見を基に主にリスク管理に関する専門的見地から意見を述べられています。平野取締役は17回に出席し、日本銀行等における経験・識見を基に、主に財務・国際経済に関する専門的見地から意見を述べられています。

（社外監査役の主な活動状況）

2018年度の取締役会は18回開催されました。広井常勤監査役は18回すべてに出席し、主に業務の有効性等に関する意見を述べております。岩村監査役は17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

2018年度の監査役会は13回開催されました。広井常勤監査役及び岩村監査役は13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額             | 60百万円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額        | －百万円  |
| ③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の<br>合計額 | 60百万円 |

(注) 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任することになります。

また、当社の監査役会は、当社都合の場合若しくは会計監査人の適格性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

## 5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の内容は次のとおりであります。

＜当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針＞

### (1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありません。このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現にも資するものと考えています。

＜経営理念及び中期経営計画の推進による企業価値向上＞

当社の創業は、1927年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動規範として定め、中期経営計画、年度計画を展開し、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に適った製品の開発、販売に努めています。

### <経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

### <コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実による企業価値向上>

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

当社は、客観的な経営の監督の実効性を確保するために、独立性の高い社外取締役2名（全取締役9名）、社外監査役2名（全監査役3名）を選任しています。

さらに2016年5月からは経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するために、執行役員制度を導入しています。

従来から経営機関（取締役会及び経営会議、監査役会）の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、CSR委員会とコンプライアンス委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS（顧客満足）創造等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。



### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2016年5月24日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2016年6月24日開催の第92回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。但し、対抗措置の内容について株主意思確認のための株主総会を開催する場合は、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できません。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

なお、本プランの有効期限は2019年6月に開催される当社第95回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp>) をご参照ください。

**(4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社  
役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

上記(2)の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、まさに基本方針に沿うものであり、上記(3)のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視
- 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>50,516</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>20,234</b>
現金及び預金	9,989	支払手形及び買掛金	11,849
受取手形及び売掛金	20,445	未払法人税等	626
有価証券	1,500	賞与引当金	1,898
商品及び製品	10,672	その他	5,859
仕掛品	3,522	<b>固 定 負 債</b>	<b>12,566</b>
原材料及び貯蔵品	2,885	長期借入金	10,000
その他	1,518	退職給付に係る負債	1,453
貸倒引当金	△18	製品保証引当金	120
<b>固 定 資 産</b>	<b>59,537</b>	環境対策引当金	27
<b>有形固定資産</b>	<b>30,684</b>	その他	965
建物及び構築物	10,164	<b>負 債 合 計</b>	<b>32,801</b>
機械装置及び運搬具	13,705	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	2,656	<b>株 主 資 本</b>	<b>70,573</b>
建設仮勘定	2,978	資本金	8,573
その他	1,180	資本剰余金	7,005
<b>無形固定資産</b>	<b>3,824</b>	利益剰余金	58,509
リース資産	3,271	自己株式	△3,515
その他	553	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>959</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>25,028</b>	その他有価証券評価差額金	197
投資有価証券	16,801	繰延ヘッジ損益	△31
繰延税金資産	2,860	為替換算調整勘定	△1,145
退職給付に係る資産	4,451	退職給付に係る調整累計額	1,939
保険積立金	408	<b>新株予約権</b>	<b>274</b>
その他	539	<b>非支配株主持分</b>	<b>5,445</b>
貸倒引当金	△32	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>77,253</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>110,054</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>110,054</b>

## 連結損益計算書

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		90,366
売上原価		69,619
売上総利益		20,747
販売費及び一般管理費		13,823
営業利益		6,924
営業外収益		
受取利息及び配当金	258	
持分法による投資利益	809	
生命保険配当金	120	
その他の	176	1,364
営業外費用		
支払利息	121	
固定資産処分損	30	
為替差	66	
支払補償	10	
その他の	199	427
経常利益		7,860
特別利益		-
特別損失		
固定資産除却損	40	
固定資産売却損	34	
減損	282	
投資有価証券売却損	91	448
税金等調整前当期純利益		7,412
法人税、住民税及び事業税	1,646	
法人税等調整額	280	1,927
当期純利益		5,484
非支配株主に帰属する当期純利益		505
親会社株主に帰属する当期純利益		4,979

## 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>34,457</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,662</b>
現金及び預金	6,512	支払手形	1,041
受取手形	2,339	買掛金	7,402
売掛金	15,756	リース負債	211
有価証券	1,500	未払金	1,557
商品及び製品	3,515	未払費用	1,031
原材料及び貯蔵品	1,215	未払法人税等	92
仕掛品	2,120	預り金	3,738
前払費用	213	賞与引当金	1,212
関係会社短期貸付金	396	設備関係支払手形	277
未収還付法人税	160	その他	95
貸倒引当金	728	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,910</b>
	△1	長期借入金	10,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>36,365</b>	リース負債	488
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>14,904</b>	環境対策引当金	27
建物	5,509	その他	394
構築物	474	<b>負 債 合 計</b>	<b>27,572</b>
機械及び装置	5,754	<b>純 資 産 の 部</b>	
車両運搬具	25	<b>株 主 資 本</b>	<b>42,793</b>
工具、器具及び備品	543	資本金	8,573
土地	1,345	資本剰余金	6,626
建設仮勘定	37	資本準備金	6,604
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,586</b>	その他資本剰余金	22
借地権	30	自己株式処分差益	22
ソフトウェア	261	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>31,107</b>
ソフトウェア仮勘定	5	利益準備金	1,457
リース資産	3,271	その他利益剰余金	29,649
その他資産	16	配当引当金	4,000
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>17,874</b>	海外事業積立金	10,000
投資有価証券	5,253	圧縮記帳積立金	13
関係会社出資	6,205	買換資産圧縮積立金	39
関係会社出資金	0	別途積立金	5,500
繰延税金資産	1,917	繰越利益剰余金	10,097
前払年金費用	2,279	<b>自 己 株 式</b>	<b>△3,515</b>
保険積立金	1,538	評価・換算差額等	182
貸倒引当金	392	その他有価証券評価差額金	202
	319	繰延ヘッジ損益	△19
	△32	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>274</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>70,822</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>43,250</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>70,822</b>

## 損益計算書

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		61,103
売上原価		48,801
売上総利益		12,301
販売費及び一般管理費		9,902
営業利益		2,399
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	1,731	
生命保険配当金	97	
その他の	143	1,988
営業外費用		
支払利息	112	
固定資産処分損	7	
為替差損	37	
支払補償費	10	
その他の	145	312
経常利益		4,075
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	3	
関係会社出資金売却益	262	271
特別損失		
固定資産除却損失	9	
減損損失	222	
投資有価証券売却損	94	326
税引前当期純利益		4,020
法人税、住民税及び事業税	558	
法人税等調整額	322	881
当期純利益		3,138

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社 リケン

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀越喜臣 ㊟  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中村昌之 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リケンの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社 リ ケ ン

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀 越 喜 臣 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 昌 之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リケンの2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査実施計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針及び監査実施計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社 リ ケ ン 監査役会

常勤監査役 中 谷 昇 ㊟

常勤社外監査役 広 井 秀 美 ㊟

社外監査役 岩 村 修 二 ㊟

以 上



# 株主総会会場のご案内

## 会場

東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
ホテルグランドパレス 4F ゴールデンルーム  
TEL 03 (3264) 1111

## 交通

### 地下鉄「九段下駅」

東京メトロ東西線 7番口（富士見口）

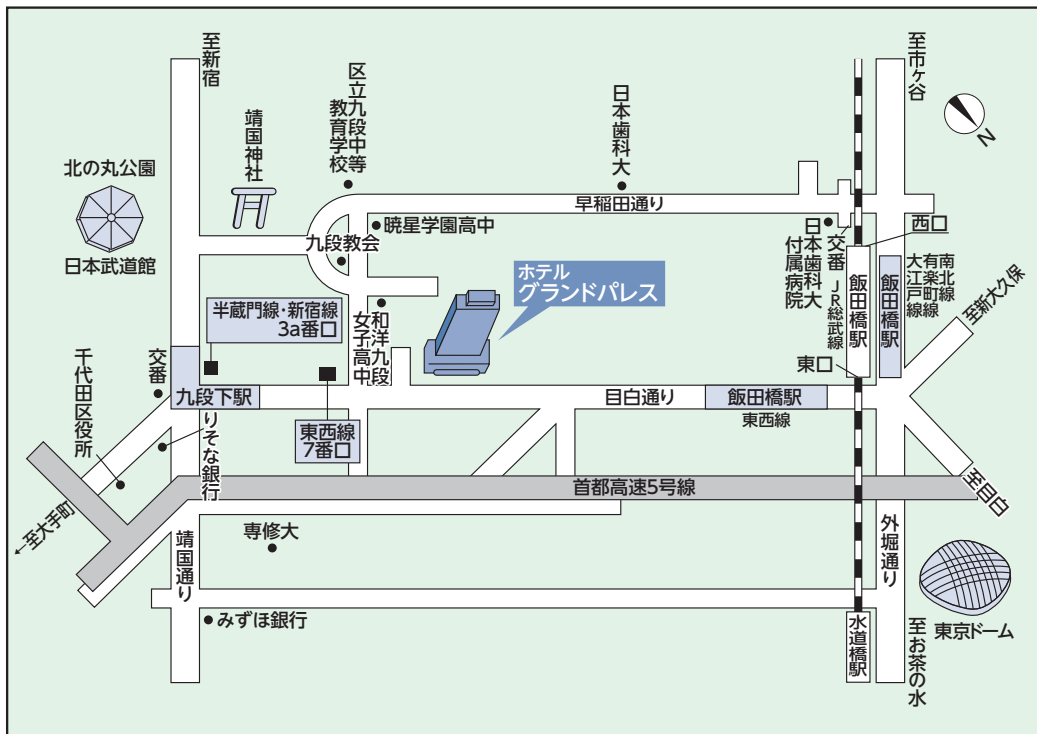
徒歩1分

東京メトロ半蔵門線・都営新宿線 3a 3b番口

徒歩3分

JR・地下鉄「飯田橋駅」

徒歩7分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。